

速報

経営者・経理担当者のための

令和7年度

# 改正税法

## ここがポイント



速報

経営者・経理担当者のための

令和7年度

# 改正税法

## ここがポイント



## 個人所得課税

- I 基礎控除・給与所得控除の引上げ ..... 1
- II 特定親族特別控除の創設 ..... 3
- III 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ ..... 4
- IV 子育て支援税制の拡充 ..... 5

## 法人課税

- I 中小企業経営強化税制の拡充 ..... 6
- II 中小企業の法人税の軽減税率の特例の見直し ..... 7
- III 地域未来投資促進税制の見直し ..... 8
- IV 企業版ふるさと納税の延長 ..... 9
- V リースに関する取引の改正 ..... 10
- VI 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 ..... 11

## 消費課税

- ★輸出物品販売場制度の見直し ..... 12

## 納稅環境整備

- ★電子取引のデータ保存制度の重加算税の加重措置の適用除外 ..... 13

## その他の改正一覧

- ..... 14

大竹税務会計事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田4丁目14番2号

東京タイムズタワー1709

TEL 03-5256-0130 FAX 03-5256-0112

# I 基礎控除・給与所得控除の引上げ

## (1) 基礎控除の額の引上げ

政府は当初、所得税の基礎控除の額について、現行制度の最高48万円から最高58万円に10万円(20%アップ)引き上げることとしていました。これは、平成7年から令和5年にかけての消費者物価が20%程度上昇していることを根拠としたものです。ただし、与党の令和7年度税制改正大綱では、与党と国民民主党の幹事長間の合意文書に同党が主張する所得税の課税最低限である「103万円の壁」について「178万円を目指しました。【上乗せのイメージは図表-2】

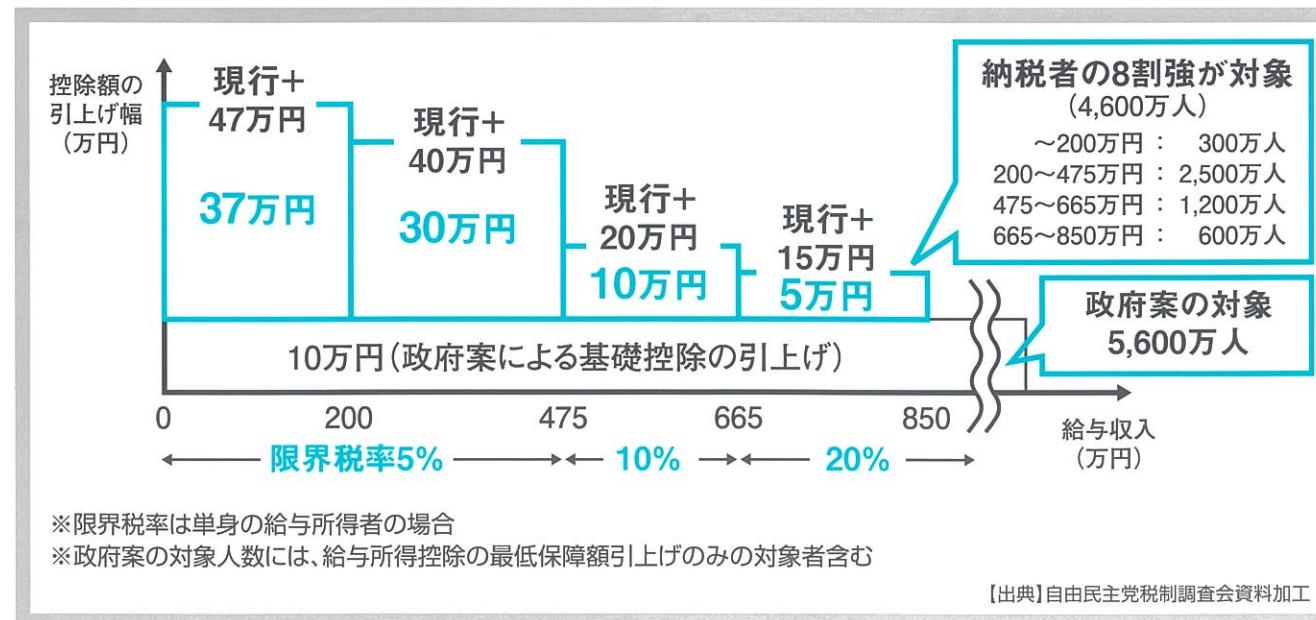
して協議を続けることとしており、令和7年度税制改正法案の国会提出後も協議しましたが、同党とは協議が決裂。法案成立に向けて、日本維新の会と協議した結果、与党が修正した案での成立の運びとなりました。

具体的には、与党の修正案は、給与収入①200万円相当以下で政府案に37万円上乗せ、②200万円相当～475万円相当以下で同30万円上乗せ、③475万円相当～665万円相当以下で同10万円上乗せ、④665万円相当～850万円相当以下で同5万円上乗せとなりました。【上乗せのイメージは図表-2】

図表-1 政府案の基礎控除

本人の合計所得金額	所得税の基礎控除	住民税の基礎控除
2,350万円以下	58万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	改正なし
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

図表-2 基礎控除の特例の創設



## ここが ポイント

課税最低限の引上げをめぐって、国民民主党が主張する最低賃金のここ30年間の伸び率を根拠とした178万円には届かず、与党修正案は160万円にとどまりますが、この政府案に上乗せする基礎控除の特例制度は令和7年分と令和8年分の時限措置となっています。引き続き、令和8年度以降も協議していくこととされています。



## 適用関係

政府案の基礎控除額最高58万円への引上げは、令和7年分以後の所得税に適用されます。与党の修正後の基礎控除の特例は令和7年分及び令和8年分の所得税に適用されます。いずれも、給与所得者については、年末調整において適用されます。

## (2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除については、当初の政府案のまま、最低保障額が現行制度の55万円から65万円に10万円引き上げられます。

図表-3 給与所得控除額と最低保障額の引上げ

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額(令和2年分以降)
162.5万円以下	55万円→65万円【改正後】
162.5万円超 180万円以下	A × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	A × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	A × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	A × 10% + 110万円
850万円超	195万円

## ここが ポイント

最低保障額が適用される162万5千円以下の収入の場合、その範囲内で収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応する必要があることから、基礎控除の額と同様、10万円の引上げとされました。



## 適用関係

令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税に適用されます。なお、今回の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等が見直されます。このうち、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等に適用されます。

## II 特定親族特別控除の創設

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限定)で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から一定の控除額【図表-4】を控除する特定親族特別控除制度が所得税と個人住民税のそれぞれに創設されました。

図表-4 特定親族特別控除額表

<所得税>			
親族等の合計所得金額	控除額	100万円超 105万円以下	31万円
58万円超 85万円以下	63万円	105万円超 110万円以下	21万円
85万円超 90万円以下	61万円	110万円超 115万円以下	11万円
90万円超 95万円以下	51万円	115万円超 120万円以下	6万円
95万円超 100万円以下	41万円	120万円超 123万円以下	3万円

<個人住民税>			
親族等の合計所得金額	控除額	105万円超 110万円以下	21万円
58万円超 95万円以下	45万円	110万円超 115万円以下	11万円
95万円超 100万円以下	41万円	115万円超 120万円以下	6万円
100万円超 105万円以下	31万円	120万円超 123万円以下	3万円

### ここが ポイント

人手不足の状況にありながら、特に大学生のアルバイトの就業調整については税制が一因になっているとの指摘があるため、19歳から22歳までの大学生年代の子ども等の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、かつ、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減する仕組みが導入されます。



### 適用関係

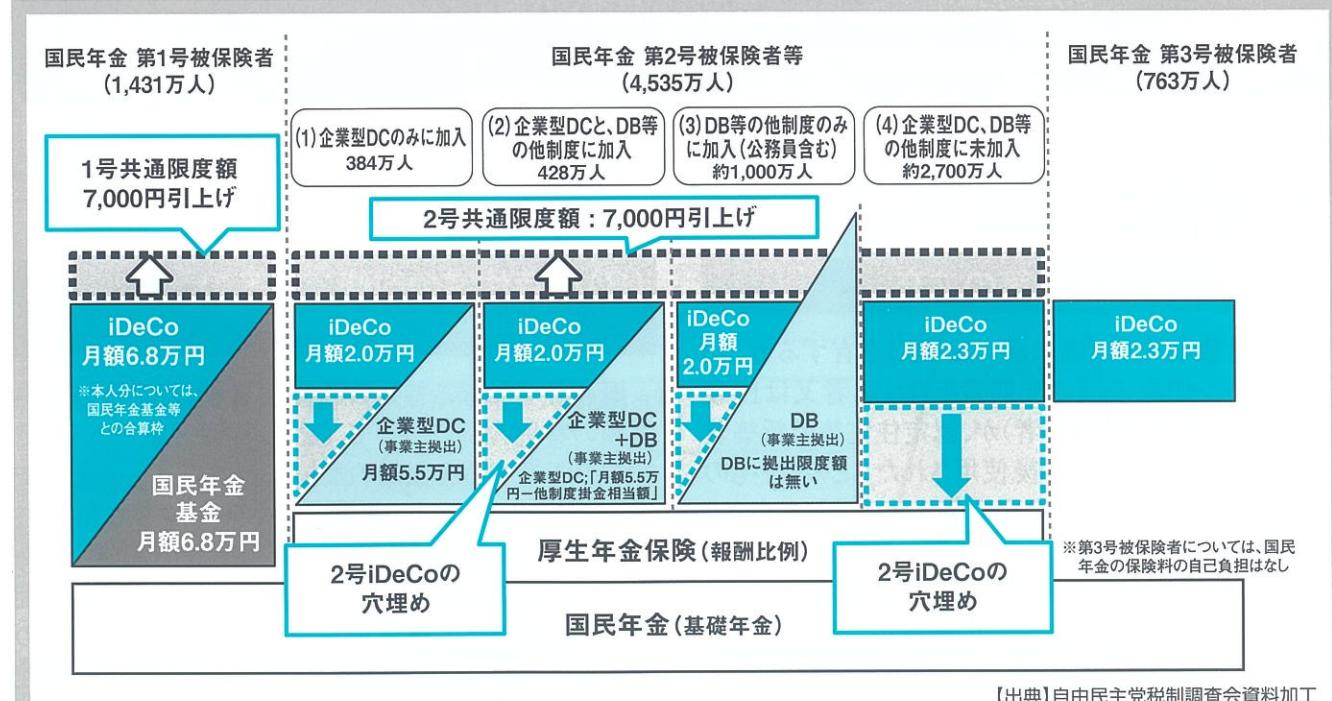
令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税に適用されます。なお、特定親族の合計所得金額が100万円以下の場合は、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用することができます。なお、給与所得者については令和7年分の年末調整において適用することができます。

## III 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

確定拠出年金法等の改正を前提として、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行制度における拠出時非課税の措置が適用されます。

- 企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出については、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。
- 企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりに引き上げる。
  - イ. 確定給付企業年金制度に加入していない者：月額6.8万円→月額7.5万円
  - ロ. 確定給付企業年金制度の加入者：月額5.5万円→月額6.2万円
- 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指団者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。
- 個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりに引き上げる。
  - イ. 第一号被保険者：月額6.8万円→月額7.5万円
  - ロ. 企業年金加入者：月額2.0万円→月額6.2万円
  - ハ. 企業年金に未加入の者（第一号被保険者及び第三号被保険者を除く）：月額2.3万円→月額6.2万円
- 国民年金基金の掛金額の上限を、月額6.8万円→月額7.5万円

図表-5 確定拠出年金制度の見直し内容



適用関係 改正後の確定拠出年金法等の施行後に拠出されるものから適用されます。

## IV 子育て支援税制の拡充

### (1) 生命保険料控除の拡充

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が23歳未満の扶養親族を有する場合は、令和8年分における当該一般生命保険料控除の適用限度額は6万円(現行:4万円)に広がります。

控除額の計算は次のとおりに計算します。

また、旧生命保険料及び上記の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円(現行:4万円)に広がります。

図表-6 新生命保険料(23歳未満の扶養親族を有する場合)控除額表

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料 × 1/2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料 × 1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

### ここが ポイント

一般生命保険料控除の枠は最大6万円に広がりますが、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除を合計した適用限度額は現行制度の12万円のままでです。



適用関係 令和8年1月1日から実施されます。

### (2) 住宅ローン控除等の拡充

特例対象個人(40歳未満の配偶者を有する者、40歳以上かつ40歳未満の配偶者を有する者又は19歳未満の扶養親族を有する者)が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をして令和7年1月1日から同年12月31までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

### (3) 既存住宅の改修工事等の特別控除の拡充

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、(2)の特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31までの間に居住の用に供した場合が適用対象に追加され、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとなります。

## I 中小企業経営強化税制の拡充

### (1) 成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押し

売上高が100億円を超える中小企業の創出を促進するため、中小企業の設備投資を通じた生産性の向上を税制面から後押しする中小企業経営強化税制が拡充されます。

このため、投資利益率の要件が従来の5%以上から7%以上に引き上げられるなどされます。

### (2) 特別償却・税額控除の対象となる資産に建物等を追加

売上高100億円超を目指す投資計画が経営規模拡大要件を満たす(※1)場合に、その計画に基づいて行う設備投資について、収益力強化設備(B類型)の対象資産に生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及び建物と合わせて取得する建

物付属設備(これらの取得価額の合計額が1,000万円以上)が追加されます。

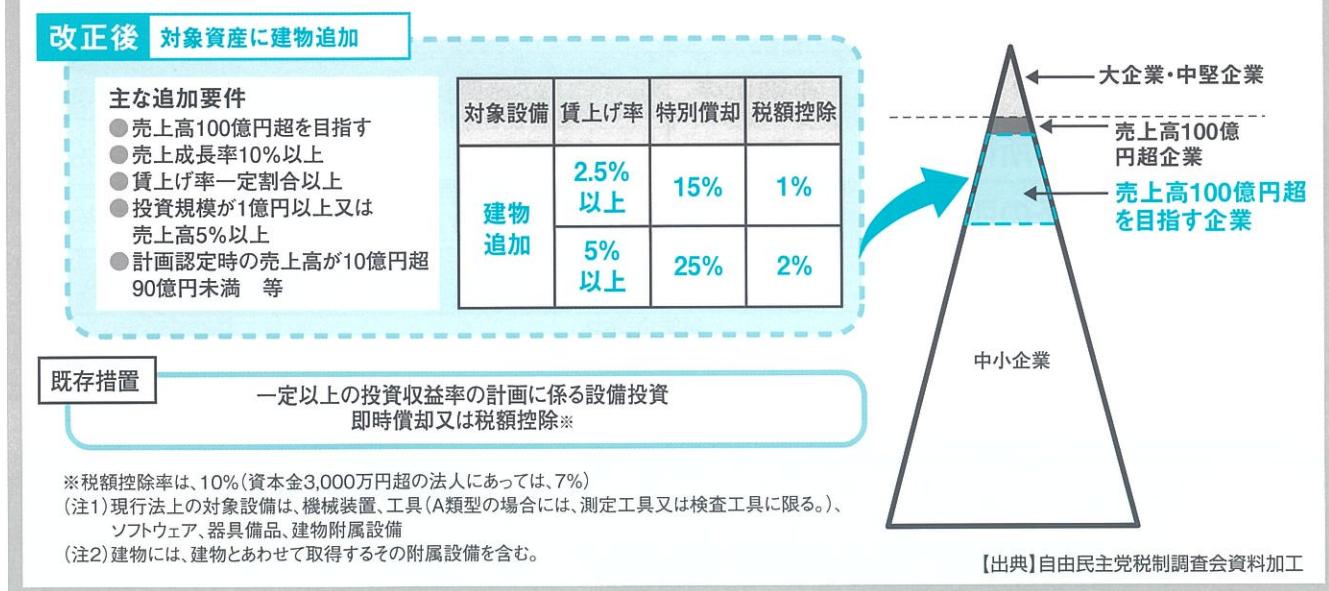
建物及び建物付属設備の特別償却又は税額控除額は、【図表-7】中の表にある賃上げ率によって異なります。

### (※1) 経営規模拡大要件とは…

経営規模拡大要件とは以下のとおりです。

- ① 売上向上のための施設及び設備投資時期を示したロードマップを作成していること
- ② 売上高100億円超を目指すこと
- ③ 売上高が年平均10%以上成長すること
- ④ 基準年度の売上高が10億円超90億円未満であること
- ⑤ 一定割合の賃上げを行うこと
- ⑥ 認定日から2年以内の設備投資額が、1億円と売上高の5%のいずれか高い金額以上であること
- ⑦ その他、売上高100億円超を目指すために必要とされる要件を満たすこと

図表-7 中小企業経営強化税制(B型)



### ここが ポイント

中小企業の売上増加に資する建物等が新たに本特例の対象に加えられました。



適用関係 令和9年3月31日まで2年延長されます。

## II 中小企業の法人税の軽減税率の特例の見直し

### 中小企業の軽減税率の維持及び改正

中小企業の所得金額の内、800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率の特例は、昨今の社会経済情勢への対応に苦慮している中小企業の現状を踏まえ、適用期限が延長されます。ただし、所得金額が大幅に大きい中小企業については一定の見直しが行われます。

- ①中小企業の年800万円以下の所得金額に適用される軽減税率は、年間所得金額が10億円以下の場合は、**15%**の税率が維持され2年間延長されます。
- ②ただし、年間所得金額が10億円超の場合には、800万円以下の所得金額に適用される軽減税率は、**15%から17%**に引き上げられます。
- ③また、グループ通算制度の適用を受ける法人は、800万円以下の所得金額に適用される軽減税率の適用から除外され**19%**となります。

図表-8 中小企業の法人税の軽減税率の特例

		中小法人(資本金1億円以下)		
所得金額	本則税率	措置法の税率(改正後)		
年800万円超の所得金額	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%
年800万円以下の所得金額	19%	15%	17%	19%

ここが  
ポイント

所得金額が年10億円を超える中小企業については、年800万円以下の所得金額に適用される軽減税率15%が17%に引き上げられるため、16万円の増税になります。



適用関係 令和9年3月31日まで2年延長されます。

## III 地域未来投資促進税制の見直し

### (1) 地域経済の発展に資する分野への投資を促進

地域経済を牽引する企業の成長を促進し、強靭な産業基盤の構築に向けて、**地域経済の発展・成長に特に資する分野**において創出される付加価値額が1億円以上である場合に、10億円以上の設備投資額について、特別償却を50%又は税額控除を5%に引き上げる措置が新たに追加されます。

### (2) 地域経済の発展・成長に特に資する分野

下記の①～③を満たす産業を自治体が指定することとされます。

- ① 地域経済への波及効果  
自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくはその付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること
- ② その産業の成長性  
自治体におけるその産業の売上高又は就業者数又は給与総額が一定以上伸びていること
- ③ 自治体の計画性  
自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

図表-9 地域未来投資促進税制の全体像と改正の位置づけ

改正概要		【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】	※ <small>色字</small> が今回の新設箇所 <small>(下線は今回の主な改正箇所)</small>
対象者	地域経済牽引事業計画 <sup>※1</sup> の承認を受けた者	通常枠 <sup>※2</sup>	特別償却35% 又は税額控除4%
		通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ①労働生産性の伸び率5% <sup>※3</sup> 以上かつ投資收益率5%以上 ②創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④創出される付加価値額が1億円以上、かつ、 <b>自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野</b> に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること	特別償却50% 又は税額控除5%
機械装置 器具備品	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%	
建物、附属設備、 構築物	特別償却20%/税額控除2%		

※1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

※2 サプライチェーン類型について、廃止。

※3 中小企業者については労働生産性の伸び率が4%以上とする。

【出典】経済産業省資料加工

地域経済の成長を促すことを目的として、創出される付加価値が1億円以上である場合に、10億円以上の設備投資額については、特別償却率を50%に、税額控除率を5%にそれぞれ引き上げられます。ただし、通常の特別償却率は40%から35%に引き下げられます。



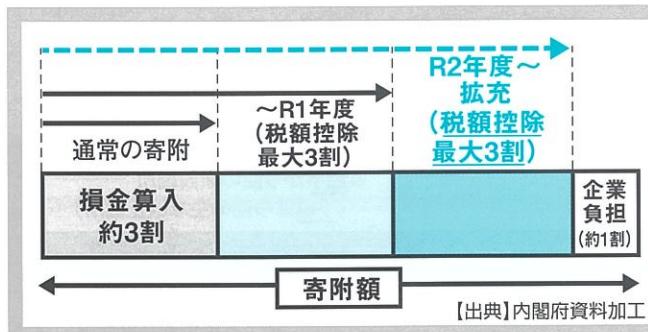
適用関係 令和10年3月31日まで延長されます。

## IV 企業版ふるさと納税の延長

### (1) 寄附額の最大約9割の税の軽減効果を維持

デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生のさらなる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとするため、企業版ふるさと納税について、地方公共団体のチェック機能を強化するなど、適正な制度運用に資する改正を行い、寄附額の最大約9割の税の軽減効果を維持した上で、3年延長されます。

図表-10



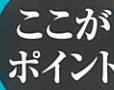
### (2) 約9割の税の軽減効果とは

法人が寄附を行ったその寄附額を損金算入することにより、法人税の約3割が減少します。それ以外に各税目の控除の上限額を合わせると寄附額の約9割が軽減されることになります。

寄附額の約9割軽減の内訳は、以下のとおりです。

- ①法人住民税：寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割の20%が上限)
- ②法人税：上記①の法人住民税で寄附額の4割に達しない場合は、その残額を税額控除する。ただし、寄附額の1割が限度で、かつ、法人税額の5%が上限
- ③法人事業税：寄附額の2割を税額控除(法人事業税の20%が上限)

※①の法人住民税で4割に達していない場合に、法人税からの控除を受けられるので、①法人住民税→②法人税→③法人事業税の順番になります。そして①～③を合わせて寄附額の約9割が軽減されることとなります。



適正な制度運用に資する改正

#### 制度改善策のポイント



##### ◆ 寄附活用事業の実施に当たり、地方公共団体におけるチェック機能の強化

- 事業の実施に当たり留意すべき事項のチェックリストを導入し、各実施数段階でチェックを行う
  - ・事業の各段階において、一定の場合<sup>(※1)</sup>に、国に提出を求める
  - ・寄附を受領した全団体に対して、実施報告と併せて各会計年度終了後に提出を求める

(※1)寄附受領時に寄附活用事業の歳出予算が議決前である場合 等

##### ◆ 寄附活用事業の実施状況の透明化

- 契約手続等において、一定の場合<sup>(※2)</sup>、国への実施報告を義務付け、寄附法人名を公表<sup>(※3)</sup>
- 寄附活用事業の発注先<sup>(※4)</sup>を地方公共団体において公表

(※2)寄附法人・関係会社が、競争入札において一者応札で受託した場合 等  
 (※3)寄附法人が非公表を希望する場合は、地方公共団体において、第三者を含む審議会等により非公表とする理由の確認を行った上で、国へ報告し、国はその理由を公表する  
 (※4)競争入札・随意契約(ただし少額の場合を除く)に限る

##### ◆ 地域再生計画の認定取消しを受けた場合の再申請に係る欠格期間(2年間)の創設

##### ◆ Q&Aにおいて、寄附法人・関係会社が再委託先となる場合の留意点を明記

【出典】内閣府資料加工

適用関係 令和10年3月31日まで延長されます。

## V リースに関する取引の改正

### (1) リース会計基準と税務とは別扱いに

企業会計基準委員会は、我が国のリース会計基準について国際的な整合性の観点等から、借り手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止する改正を行います。これを踏まえてリース会計基準が変更される場合であっても、基本的に借り手側の法人が支払うリース料があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入することとする手当てが行われます。

なお、「オペレーティング・リース取引」とは、資産の賃貸借のうちファイナンス・リース取引以外のものをいいます。

また、この場合のリース料とは、その資産の賃借のために要する費用の額及びその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとします。ただし、その事業年度の収益に係る売上原価等の額又は固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額は除かれます。

### (2) 新リース会計基準による借り手側の仕訳

新リース会計基準による、各事業年度のリース取引における借り手側の仕訳は、おおむね次のようになります。

【取得時】(借)使用権資産(貸)リース負債

【支払時】(借)リース負債(貸)現預金  
支払利息

【決算時】(借)減価償却費(貸)使用権資産

資産・負債に計上します。  
オペレーティング・リース取引



新リース会計基準の適用範囲は、公認会計士又は監査法人の監査を受ける上場企業等ですので、大半の中小企業は「中小企業の会計に関する指針」に従って会計処理をすることになるため、基本的には、計上したリース料がそのまま損金算入されると考えられます。



## VI 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

### (1) 防衛特別法人税の創設

#### 1. 創設の趣旨

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえ、令和7年度税制改正において新たに防衛特別法人税が創設されます。

#### 2. 法人税額に4%の税率で付加

以下の算式により、通常の法人税に加え、防衛特別法人税が付加されます。

防衛特別法人税：課税標準法人税額 × 4%

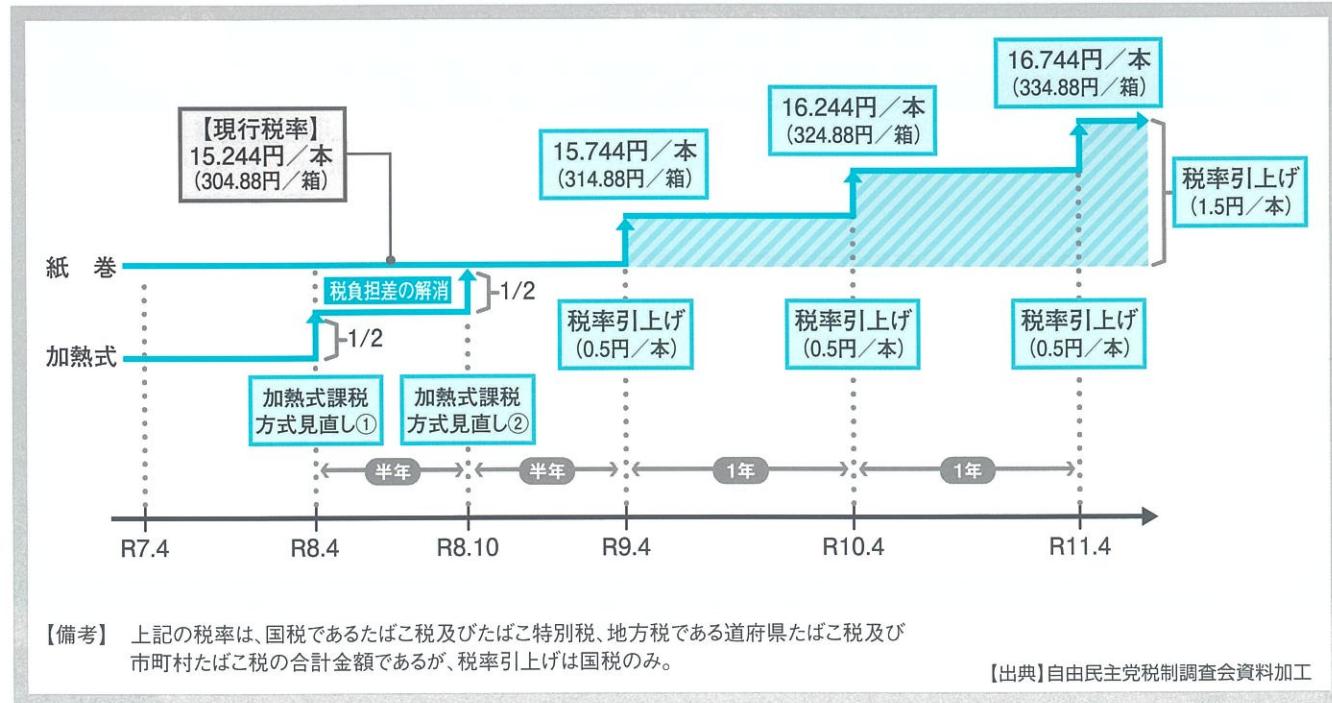
基準法人税額 - 500万円

適用関係 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

### (2) たばこ税の増税

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置のもうひとつの対策がたばこ税の増税です。紙巻及び加熱式ともに下図【図表-11】のように段階的に増税されます。

図表-11 たばこ税の増税のスケジュール



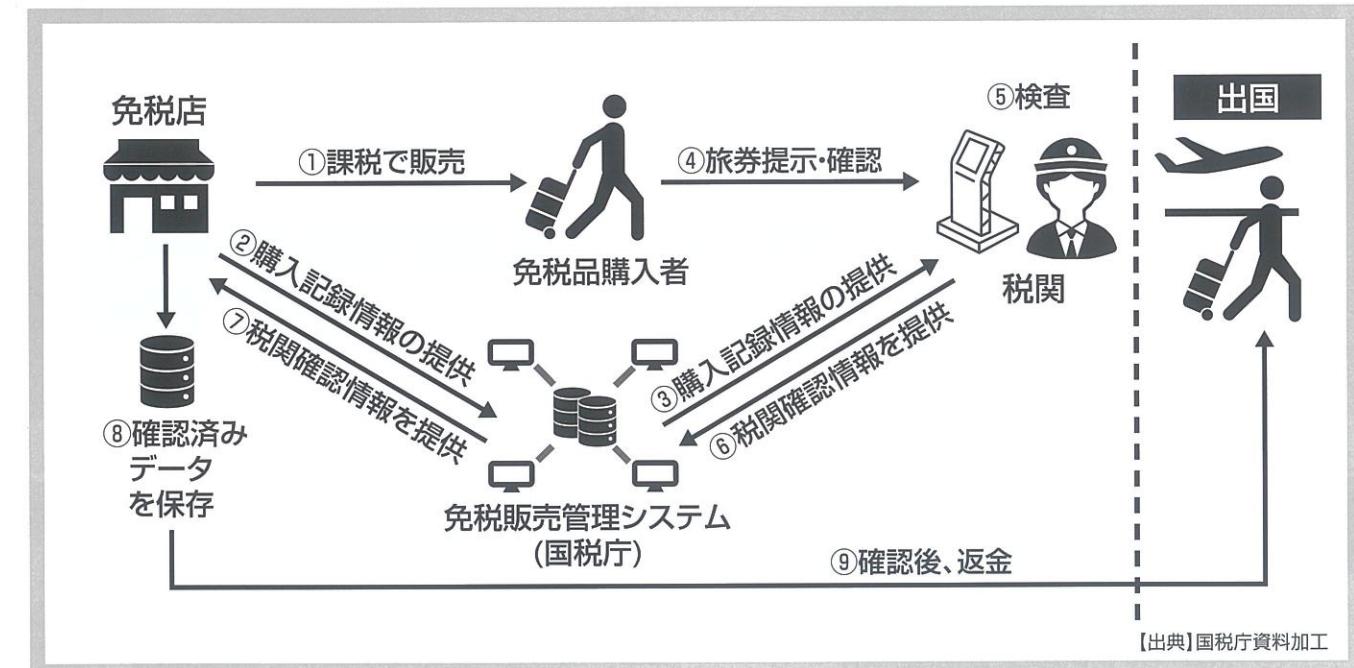
### (1) 輸出物品販売場制度の課題

いわゆる免税店などの輸出物品販売場において外国人旅行者などの免税購入対象者に販売した商品は、その購入した外国人旅行者などにより国外に輸出され、最終的に国外で消費、使用されます。そこで、免税店などで所定の手続を経て販売されたものについては、その譲渡について消費税を免除することとしています。これに違反した場合には罰則も設けられていますが、免税購入品の国内での横流し等の不正事例が後を絶たない現状にあります。

### (2) リファン方式の創設

左記の実態を踏まえて、外国人旅行者による国内における免税購入品の横流し等を防止するため、いったんは消費税相当額を含めた価額で販売し、出国時などに免税購入品の持ち出しを確認できた後で消費税相当額を返金する「リファン方式」を創設することとされます。

図表-12 リファン方式のイメージ



#### ここがポイント

リファン方式とは、免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に国外への持ち出しが確認された場合に、その外国人旅行者にその消費税相当額を返金する仕組みのこと。これにより免税購入品の国内での横流し等を防止します。



適用関係 令和8年11月1日から適用されます。

## ★ 電子取引のデータ保存制度の重加算税の加重措置の適用除外

### (1) 一定の電子取引データに対する重加算税の10%加重措置を適用除外

スキヤナ保存制度及び電子取引のデータ保存制度等における電子データは、複製・改竄が容易であることなどの特性に鑑みて、その電子取引データ等に関連する隠蔽・仮

装行為については、重加算税を10%加重しています。しかし、最近では、事業経営や取引・財務に関する情報処理、決済の分野でもデジタル化が進展しており、さらなるデジタル化を進展させる必要があるため、一定の要件を満たす送受信・保存を行っている電子取引データに対する重加算税の10%加重措置を適用除外とすることとされます。

図表-13 電子取引データに対する重加算税の10%加重措置の適用除外要件

新設する送受信・保存の要件(注1,2)	
I 電子取引データの改ざん防止要件	①データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。 【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	②電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと。(又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと) ③電子取引データ(注3)と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようしておくこと。 【電子帳簿との相互関連性確保】

(注1)新設する送受信・保存については、保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があります、あらかじめ届出が必要。  
(注2)電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要があります。  
(注3)請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定される。

**【適用イメージ】**

※国税庁長官が定める基準に適合するシステムである必要  
【出典】自由民主党税制調査会資料加工

### (2) 重加算税の10%加重措置の適用除外となる一定の電子取引データ

- ① 保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電子データ
- ② 災害又はやむを得ない事情により保存要件に従った保存ができなかったことについて証明した場合、又は、所轄税務署長が相当の理由があると認めた一定の場合において保存要件にかかわらず単に電子取引データの保存を行っている電子データ

### (3) 適用除外のための送受信・保存の要件

- 以下のア～エの4つの要件を満たし、あらかじめその特定電磁的記録についての届出書を提出している場合に適用除外とされます。
- ア. 改竄防止のための訂正・削除履歴確保要件
  - イ. 適正な記帳確保のための保存要件
  - ウ. 電子取引データと電子帳簿との相互関連性の確保
  - エ. 保存要件に従った電子取引データの授受・保存の確認

ここが  
ポイント

重加算税の10%加重措置が適用除外とされるためには、電子取引の取引情報について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる「特定電子計算機処理システム」を使用することが要件となります。



適用関係 令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

税目	改正の概要	適用関係
■個人所得課税	<b>所得税の青色申告特別控除65万円の適用要件</b> として、いわゆる「優良な電子帳簿」の保存要件による保存等を行っていることに代えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録のうちその保存がその特定電子計算機処理システムを使用して、電子取引のデータ保存制度の重加算税の加重措置の適用除外要件を満たすことができるものに見直す。	令和9年分以後の所得税について適用
■法人課税	<b>リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止する。</b> ただし、 <b>次の経過措置が設けられる。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 延払基準の方法により収益の額及び費用の額を計算することができる。</li> <li>② 延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する、等。</li> </ul>	①について、令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について適用 ②について、令和7年4月1日から令和9年3月31までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合に適用
■資産税	<b>所有権移転外リース取引の契約に係るリース資産の減価償却</b> について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点において1円(備忘価額)まで償却できることとされる。	令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産について適用
■地方税	<b>非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度</b> の役員就任の期間要件について、贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であることとされる。  <b>直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置</b> の適用期限が延長される。	令和7年1月1日以後の贈与より適用  令和9年12月31まで2年延長
	<b>納税通知書等に係るeLTAX経由での送付</b> について、地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、eLTAXを経由して電子的に副本を送付することができるよう、所要の措置を講じる。	法人に対して送達する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用